

奈良県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、勢野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和六年五月十七日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二―六―二七
〃	岡田 和久	〃 〃 〃 勢野東二―七―三三
〃	寺田 義一	〃 〃 〃 勢野西二―一―二二
〃	森田 昌宏	〃 〃 〃 勢野東三―一〇―三〇
〃	坂口 昌弘	〃 〃 〃 五―七―二四
〃	大谷 始	〃 〃 〃 三―九―一〇
〃	山崎 克己	〃 〃 〃 信貴ヶ丘一―二―五
〃	米山 茂子	〃 〃 〃 勢野東二―三―一一
監事	吉岡 裕之	〃 〃 〃 勢野西三―六―六
〃	大東 善美	〃 〃 〃 勢野東四―六―一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	岡島 三千男	生駒郡三郷町勢野西二―六―二七
〃	岡田 和久	〃 〃 〃 勢野東二―七―三三
〃	寺田 義一	〃 〃 〃 勢野西二―一―二二
〃	森田 昌宏	〃 〃 〃 勢野東三―一〇―三〇
〃	坂口 昌弘	〃 〃 〃 五―七―二四
〃	山崎 克己	〃 〃 〃 信貴ヶ丘一―二―五
〃	本間 秀典	生駒郡平群町椿台二―三―一四
〃	寺口 真規	生駒郡三郷町勢野東二―二―八
監事	吉岡 裕之	〃 〃 〃 勢野西三―六―六
〃	大東 善美	〃 〃 〃 勢野東四―六―一六